

子ども医療費助成の高校生等への拡大について

1 目的

高校生等を養育している者等に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

2 支給対象者（所得制限なし）

高校生等（※）を養育している者であって、以下のいずれの要件にも該当する者

- （1）台東区に住所を有する「高校生等」を養育している者（高校生等が何人からも監護されていない場合は、当該高校生等本人）
- （2）高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険等の各種医療保険から医療に関する給付が行われる者

※高校生等：15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

3 対象者数

約3,300名（想定）

4 医療費助成の範囲と方法

（1）医療費助成の範囲

健康保険が適用された医療費の自己負担額（入院時食事療養標準負担額を含む）

（2）医療費助成の方法

「現物給付」（診療、薬剤の支給等を受けた場合、対象者（高校生等）は病院等の窓口において医療証を提示することで、自己負担なしとする）を原則として、例外的に「現金給付」（一旦窓口で自己負担し、後日、申請に基づき対象者に対し医療費を給付）の方法により実施する。

5 補正予算額

歳入 16,397千円

歳出 18,571千円

6 周知について 広報たいとう、区ホームページ、CATV等

7 スケジュール

令和4年12月下旬 対象者へ申請書を送付

令和5年 1月中旬から 申請受付

3月下旬 対象者へ医療証を発送

4月1日 事業開始